# 電子航法研究所 知的財産ポリシー

制定 平成25年3月25日改正 令和2年7月1日

## 1. 目的

本ポリシーは、電子航法研究所(以下、「研究所」という。)が知的財産を重視して業務を進めていくという姿勢を明確にするとともに、研究所の業務において「創造」・「保護」・「活用」の知的創造サイクルを適切に機能させ、その結果としてより質の高い研究成果を社会に還元し、更なる活用促進を目的とするため、研究所の知的財産の取り扱いにおける基本的な考え方を定めるものである。

# 2. 基本的な考え方

研究所は、電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行い、これら成果の普及等を行うことにより、航空交通の安全性、効率性の向上、地球環境保全を図ることなどを目的としている。研究所は本分野に関する我が国唯一の研究機関であり、主に国土交通行政を技術的側面から支援している。また、研究所は業務の大部分を公的資金にて運営されていることから、その成果にて生み出された研究成果は社会環元の責務がある。

研究成果の権利化は社会に研究成果を効果的に普及するための一手段であり、 その結果、航空交通を安全かつ効率的に導く技術の向上に資することとなる。また、 研究所においても研究成果が目に見える形で活用されることにより、研究所の評 価が高まるとともに社会への一層の貢献が可能となる。

一方、研究所は社会的要請として知的財産権の活用推進による外部資金の積極的獲得を求められている。

さらに、海外企業等の第三者が先に権利を取得してしまうことにより、当研究所の技術の普及が妨げられることが懸念されるものについて、国内企業保護の観点から権利化の必要がある。

よって、研究所はこれらの知的財産を適切にマネジメントし、結果として社会に最大限の価値をもたらすことができるよう、戦略的かつ積極的に対応していくこととする。

#### 3. 知的財産の創造

研究開発等による知的財産の創造にあたっては、その技術分野における社会ニーズを的確に把握し、積極的に技術移転が期待できる質の高い知的財産の創出を目指すものとする。

このような知的財産を創出し権利を取得するためには、研究の初期段階から戦略的に研究の方向性を決定し、知的財産権を取得することを意識することが重要

である。よって、研究所は社会ニーズを的確に反映した研究の長期的ビジョンや研究テーマに沿った研究計画を策定するとともに、国内外における技術動向等を適時調査し他者の知的財産権取得状況の把握を行い研究成果の実現に向けた取り組みを行う。

## 4. 知的財産の取得及び保護

研究所の業務を通じて創造された知的財産については、研究所として必要な権利を研究所に帰属させ、適切な方法で確実に保護するものとする。

なお、研究成果を普及するための手段として、知的財産権として権利化し実施許諾先の活動を通じて普及を図る方法と、権利化を行わず論文発表等により普及する方法等があるが、研究所では、以下の考えにより手段を講じるものとする。

## (1)権利の取得

- ① 権利を積極的に保護及び活用することにより技術の普及やさらなる向上が見込める発明
- ②権利の有効性・有用性が高く実施許諾による自己収入が見込める発明
- ③ 第三者が先に権利を取得してしまうことにより技術の普及が妨げられること が懸念される発明
- ④ その他、発明審査会において必要と認められた発明

なお、国外における権利取得については、その有用性を十分に考慮した上で相手国を厳選し権利化を進めることとする。

#### (2)維持管理

研究所が保有する知的財産権については、研究所の重要な財産として適切に管理していくものとする。特に、権利化された知的財産で、維持経費を必要とするものについては、適切な時点で今後の実施の見通しや権利を維持する必要性及び経費の効果的利用を整理し、権利維持・放棄等を含めて適切に管理していくこととする。

### (3)侵害対策

研究所は保有する知的財産権に対して侵害と思われる行為等を発見した場合は、速やかに事実関係を正確に把握するとともに、必要に応じて外部の専門家の助言等を受け、侵害行為であると認められるものについては、関係法令等に基づいて当該行為者に対し適切な対応を求めていくこととする。

### 5. 知的財産の活用

研究所が保有する知的財産については、社会の中で広く活用されるよう、積極的に普及活動等を行うものとする。

## (1)実施許諾

研究所の知的財産は社会全体の共有財産であることから、そこで設定された権利は公共の利益が損なわれず、社会の秩序・安全に脅威を与える目的でない限り誰でも自由に使用できるものでなければならず、実施許諾を希望する者が一定の技術力等を有していれば許諾するものとする。

## (2) 実施料等

研究所が保有する知的財産権の使用については、研究所業務の活性化や研究者の意欲向上等を図るとともに、自己収入の増大という社会的要請等に応える必要があることから、実施料は原則として有償とする。ただし、公共の利益の観点から強い社会的要請等がある場合には、許諾相手方又は関係機関との協議のうえ、減額または無償とすることができる。また、研究所は保有する知的財産権を自ら実施して収入を得ることはないため、共有権利者が実施する場合においても原則として実施料を徴収し、互いの権利行使の均衡を図るものとする。

実施料の具体的な額等については、許諾相手方との協議のうえ決定することとなるが、その技術の特性等に応じ、実施することにより得られる価値に相応しいものとするとともに、技術の普及や社会資本整備の促進等の妨げにならないよう適切に設定する。

### (3)外部機関との連携

研究所では外部の研究者・技術者が持つ知見を活用し、研究所以外の者と共同して行うことが、研究所単独で行う場合と比較して、効率的であり、かつ優れた成果が得られることについて十分な見通しがある場合に共同で研究を行うものとしており、研究所はその相乗効果により得られた知的財産を適切に権利化し研究成果の普及促進に努めるものとする。

共同研究に関わる知的財産権の帰属と知的財産の活用については、本ポリシーを踏まえ、共同研究の相手先と協議し、相互協力の観点から適正な契約等を行う。

## 6. 知的創造サイクルのための基盤整備

#### (1)研修の実施

知的財産を戦略的に扱っていくためには、それを担う人材を育成し確保することが極めて重要である。一方、研究所は小規模の組織であり知的財産を専門に担う充分な人的確保が困難であることから、研究所役職員それぞれが知的財産に係る知識・能力を高めることが必要である。よって、研究所は知的財産を尊重する精神を育成し知的財産に対する意識を高め、知識向上に係る研修を適宜実施していくこととする。

### (2)組織体制

職務発明の認定をはじめ知的財産に係る重要事項の審議は、「電子航法研

究所職務発明等取扱規程(平成28年度研究所規程第65号)」に則り行うものとする。また、必要に応じ弁理士や技術移転機関(TLO)を活用し専門家の助言を得ることとする。

# (3)知的財産収入の活用

研究所が保有する知的財産権の実施又は譲渡にて得た収入については、知 的創造サイクルを活発に循環させていくための財源等、有効に活用していくもの とする。

附 則 (平成 25 年 3 月 25 日) このポリシーは平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和2年7月1日) このポリシーは令和2年7月1日より施行する。